#### 招 集

Ш 越 地 区 消 防 組 合 告 示 第 七 号

平 成 二 + 兀 年 Ш 越 地 X 消 防 組 合 議 会 第二 口 臨 時 会を 次 0) لح お ŋ

招

集

す る。

平 成二 + 兀 年 六 月 + 九 日

Ш 越 地 区 消 防 組 合 管

理 者

Ш

合

善

明

所 Ш 越 地 区 消 防 局 Ξ 階 講 堂

Ξ 付 議 事 件 場

日

時

平

成

+

兀

年

六

月二十

六

日

午

後

時

 $(\longrightarrow)$ 消 防 ポ ン プ 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得 に つ ٧١ て

(\_\_\_\_) 高 規 格 救 急 自 動 車 0) 取 得 に つ 7 て

 $(\equiv)$ 高 度 救 命 処 置 用 資 機 材  $\mathcal{O}$ 取 得 に 0 1 て

会 期

 $\triangle$ 

平 成 二 十 . 匹 年 六月二十 六 日

日 間

Ξ

#### △議事順序

午後一時開会

一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、 地方自治法第百二十一条の規定による出席者を報告する。 議案提出書を公表し、

一、日程第四、 会議録署名議員指名については、

若 海 保 議員

橋 剛 議員 を指名する。

髙

三、日程第五以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、 質疑、

この予定は、時間延長しても終了する。 以上をもって第二回臨時会を閉会する。

討論、

採決の順序により審議を行う。

△議事日程

平成二十四年六月二十六日(第一日)午後一時開議

会期決定について

議案提出書の公表について

地方自治法第百二十一条の規定による出席者の報告に

日程第 日程第 日程第

三

ついて

日程第 兀 会議録署名議員指名について

日程第 五. 議案第 七号 消防ポンプ自動車の取得について

日程第 議案第 八号 高規格救急自動車の取得について

日程第 七 議案第 九号 高度救命処置用資機材の取得について

△議場に出席した議員(一一人)

第 —番 道祖土 証 議員 第 二番 森田 敏男 議員

三番 爲水 順二 議員 第 四番 江田 肇 議員

平成二十四年川越地区消防組合議会第二回臨時会会議録

第 五番 桐野 忠 議員 第 六番

片野

広隆

議員

七番 柿田 議員 第 八番 吉田

第

第

一〇番

若海 保 議員 第 一一番 髙橋 剛 議員 議員

第一三番 京子 議員

△欠席議員 (なし)

△地方自治法第百二十一条の規定による議場に出席した理事者

管理者 合

明

副管理者 高 田 男

会計管理者 宍 岸 田 政 明 敏

消防局長 大河内 弥

次 長 大久保 愛一 郎

IJ 小 林 光 久 夫 雄

IJ 水 村 治 之

川越北消防署長 斉 利

川越中央消防署長 柴 正

川越西消防署長 忍 田 茂

川島消防署長 渋 谷

徹 巳

岸 田

総務課長 予防課長

木 圭

> 夫 隆

柳 男

高

救急課長 警防課長

辻 章 雄

指揮統制課長

五.

## △議場に出席した職員

書記長 畄 部 宏

書 記 大河内 徹

IJ 橋 本 丈 夫

矢 勝 寿

IJ

#### △開 숲 (午後一 時十三分

〇江田 日開会の川越地区消防組合議会第二回臨時会の議会は成立しております。 肇議長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成二十四年六月二十六

これより開会いたします。

直ちに会議を開きます。

この際、 御報告申し上げます。

去る六月二十二日、小野澤康弘議員、 関口勇議員から、一身上の都合により、川

二百九十二条の準用規定に基づき、 越地区消防組合議会議員を辞職したい旨の願いが出されましたので、 同法第百二十六条の規定により、六月二十二日 地方自治法第

これを許可いたしました。よって、この旨報告いたします。

△日程第 会期決定について

○江田 肇議長 日程に入ります。

日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第二回臨時会の会期を本日一日間とす

ることに御異議ございませんか。

「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。 よって、 本議会第二回臨時会の会期を本日

一日間とすることに決定いたしました。

△日程第 二 議案提出書の公表について

六

〇江田 管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読をいたさせます。 肇議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。

(橋本丈夫書記 朗読

川消総発第四〇六号

平成二十四年六月二十六日

川越地区消防組合議会議長 江 田

川越地区消防組合管理者

Ш

合 善 明

議案の提出について(通知

平成二十四年本組合議会第二回臨時会に、 次の議案を提出いたします。

消防ポンプ自動車の取得について

高規格救急自動車の取得について

Ξ 高度救命処置用資機材の取得について

○江田 肇議 長 以上で公表を終わります。

○江田 肇議長 △日程第 三 地方自治法第百二十一条の規定による出席者の報告について 日程第三、地方自治法第百二十一条の規定による出席者の報告につ

いてを議題といたします。

ました出席者については、 地方自治法第百二十一条の規定による出席要求に基づき、管理者より通知のあり 配布しておきましたので御了承を願います。

川消議会発第八号

平成二十四年六月十九日

川越地区消防組合管理者 Ш 合 善 明 様

川越地区消防組合議会議長 江 田

肇

#### 出 席 要 求 書

防組合議会第二回臨時会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任 地方自治法第百二十一条の規定により、六月二十六日午後一時開会の川越地区消

川消総収第三六九号

を受けた者の出席を要求します。

平成二十四年六月二十六日

川越地区消防組合議会議長 江 田 肇

川越地区消防組合管理者 様

Ш

合

善 明

出 席 通 知 書

要求により、平成二十四年本組合議会第二回臨時会に、

別紙の者が出席します。

管理者 Ш 合 善

明

副管理者 高 田 康 敏 男

宍 戸 信

会計管理者 消防局長 大河内 岸 田 弥 政 明

次 長 大久保 愛 郎

IJ 小 林 久 雄

水 村 光 夫

川越北消防署長 斉 木 利 之

川越中央消防署長 柴 崎 正 巳 治

川越西消防署長 忍 田 茂

川島消防署長 総務課長 岸 渋 田 谷 隆 徹

予防課長 木 村 圭

警防課長

柳

Ш

佳

男

指揮統制課長 辻

救急課長

高

野

雄

章 春

△日程第 兀 会議録署名議員指名について

○江田 会議規則第八十一条の規定により、 肇議長 日程第四、 会議録署名議員指名についてを議題といたします。 会議録署名議員二人の指名を行います。

若 海 議員

髙 橋 剛 議員

以上二人の方を指名いたします。

いたします。

〇江田 肇議長

日程第五、議案第七号、消防ポンプ自動車の取得についてを議題と

△日程第

Ŧi.

議案第

七号

消防ポンプ自動車の取得について

議案第七号

消防ポンプ自動車の取得について

次のとおり消防ポンプ自動車を取得するため、川越地区消防組合において制定す

決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会 べき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会の議

の議決を求める。

平成二十四年六月二十六日提出

川越地区消防組合管理者 Ш 合 善

明

△提案理由の説明 (消防局長)

○江田 肇議長 提案理由の説明を願います。

(大河内弥一消防局長登壇)

平成二十四年川越地区消防組合議会第二回臨時会会議録

取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。○大河内弥一消防局長 ただいま上程となりました議案第七号、消防ポンプ自動車の

とするものでございます。自動車NO×・PM法の規制対象となっていることから、今回更新をお願いしよう月二十八日に購入し、十五年五カ月が経過し、著しく老朽化しております。また、現在、川越中央消防署に配備されております消防ポンプ自動車車は、平成九年一

の小型水槽、圧縮空気泡消火装置、動力付ホース延長用資機材及び吸管巻きとり装人でございます。主な装備といたしましては、消防ポンプのほかに六○○リットルは日野4サイクルディーゼルエンジンで、全長五八○○ミリメートル、全幅一八九は日野4サイクルディーゼルエンジンで、全長五八○○ミリメートル、全幅一八九車両の概要につきましては議案参考資料を御参照いただきたいと思います。車種

細につきましては、議案参考資料に記載のとおりでございます。三千七百八十五万二千五百円で契約しようとするものでございます。入札結果の詳札を執行した結果、落札業者の東京日野自動車株式会社狭山支店と消費税等を含め取得の方法でございますが、平成二十四年五月二十八日、六社による指名競争入

置を装備した車両でございます。

上げます。 以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し

以上でございます。

○江田 肇議長 提案理由の説明は終わりました。

### △質疑・討論・採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認め

の採決を行います。討論はありませんか。一討論はありませんので、これより本件

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか

「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに

△日程第 六 議案第 八号 高規格救急自動車の取得について

○江田 肇議長 日程第六、議案第八号、高規格救急自動車の取得についてを議題と

#### 議案第八号

高規格救急自動車の取得について

の議決を求める。 決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会 、き条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会の議 、次のとおり高規格救急自動車を取得するため、川越地区消防組合において制定す

平成二十四年六月二十六日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

# △提案理由の説明 (消防局長)

○江田 肇議長 提案理由の説明を願います。

(大河内弥一消防局長登壇)

取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。
○大河内弥一消防局長 ただいま上程となりました議案第八号、高規格救急自動車の

カ月が経過、走行距離約一○九○○○キロ、大東分署のものは平成十八年三月十七自動車につきましては、南古谷分署のものは平成十五年三月七日に購入し、九年三現在、南古谷分署、大東分署、名細分署に配備されております三台の高規格救急

とするものでございます。キロとなっており、著しく老朽化しておりますことから、今回更新をお願いしようのは平成十四年二月八日に購入し、十年四カ月が経過、走行距離は約一二七○○○日に購入し、六年三カ月が経過、走行距離約一六○○○キロ、また名細分署のも日に購入し、六年三カ月が経過、走行距離約一六○○○キロ、また名細分署のも

人でございます。
 本画の概要につきましては議案参考資料を御参照いただきたいと思います。車種の概要につきましては議案参考資料を御参照いただきたいと思います。車種

つきましては、議案参考資料に記載のとおりでございます。 八札結果の詳細に四千九百八十三万三千円で契約しようとするものでございます。入札結果の詳細に札を執行した結果、落札業者の埼玉トヨタ自動車株式会社川越店と消費税等を含め取得の方法でございますが、平成二十四年五月二十八日、三社による指名競争入

上げます。 以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し

以上でございます。

〇江田 肇議長 提案理由の説明は終わりました。

### △質疑・討論・採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ございませんか。

桐野忠議員。

(桐野 忠議員登壇)

急自動車の取得について質疑をさせていただきます。
○桐野 忠議員 議長より発言のお許しいただきましたので、議案第八号 高規格救

成十四年ということで、九年、六年、十年という長い年月が過ぎているということ南古谷、そして大東、名細と、この三カ所、それぞれ平成十五年、平成十八年、平まず初めに、今回三台の購入ということで、提案理由にもありましたけれども、

ので理解をさせていただきました。をさせていただきました。それぞれ配置に関しましても、今御説明いただきましたと、走行距離著しい老朽化ということで、今回三台一遍の購入だということで理解

ます。 点目に、今現在配置されている救急自動車と変わった点があるのかお伺いをいたし点目に、今現在配置されている救急自動車と変わった点があるのかお伺いをいたし今回購入する高規格救急自動車でありますけれども、三台ということで、まず一

しその理由がわかれば教えていただきたいと思います。
七千五百万円という結果でありまして、少し余りにも開きがあるということで、も越店が四千七百四十六万円、三番目の日産プリンス埼玉販売株式会社川越仙波店が 殊な車両ではありますし、指名競争入札ということで理解をさせていただきますけ 乗た、今回この入札結果を見ますと、三社による指名競争入札ということで、特

かればお伺いをさせていただきます。 また、ナンバー二の一社が辞退をしておりますけれども、あわせてその理由がわ

○江田 肇議長 警防課長。

(柳川佳男警防課長登壇)

答弁を申し上げます。○柳川佳男警防課長 それでは、ただいま桐野議員さんからの御質疑に対しまして御

くなっております。いませんが、室内空間が若干広くなったため、収納及び活動のためのスペースが広救急自動車との違いでございますが、高規格救急自動車としては大きな違いはござ一点目の今回購入予定の高規格救急自動車と、現在配備をされております高規格

くあるものと考えられ、それらの積み上げによりまして金額差が発生したものと考まして、トヨタでは標準装備でも日産ではオプションの扱いとなるような装備が多いますが、一点目の入札金額につきましては、同じ仕様の車両を入札するに当たり続きまして、二点目の高規格救急自動車の入札結果に伴います二点の質疑でござ

えられます。

きないものと思われます。は入札を辞退しておりますが、当消防組合が必要とする要件のシャシー等が手配で「一点目の入札の辞退の理由についてでございますが、埼玉日産さんにつきまして

以上でございます。

## 〇江田 肇議長 桐野忠議員。

(桐野 忠議員登壇)

〇桐野 忠議員 それぞれお答えをいただきました。

購入予定の救急自動車とこれまでの違いということで御答弁いただきましたければも、大きな違いはないと。ですが、室内空間、若干スペースが広くなったというなのか少し気になるところでありますけれども、県内の入札状況はどうなっか少し気になるところでありますけれども、県内の入札状況はどうなのか少し気になるところでありますけれども、県内の入札状況はどうなのかのし気になるところでありますけれども、県内の入札状況はどうなったというなのか少し気になるところでありますけれども、県内の入札状況はどうなったというなのか少し気になるところでありますけれども、県内の入札状況はどうなったというが、二回目の一点目にお伺いをいたします。

十六万円で三で割るとそういった金額なのかなというふうに思います。台で一千五百七十六万円、そういうことで、これは今回三台ですので、四千七百四購入ですけれども、同じく落札したのは今回と同じ会社でありました。金額は、一ますと、このときは平成二十二年の七月ですかね、入札日時は。一台の更新によるまた、いただいた資料では、ここにはありませんけれども、いただいた資料の中また、いただいた資料では、ここにはありませんけれども、いただいた資料の中

す。二年前と社内状況が変わったのかもしれませんけれども、一回目でもお話をさ百万円だった日産プリンスさんは千六百三十九万五千円というデータが出ておりま他社はといいますと、今回辞退した会社が千六百三十九万円、今回三台で七千五

のように考えるかお伺いをさせていただきます。 最後に、この今回の高規格救急自動車の入札の結果を受けて、入札制度についてどりはありませんけれども、今後もこの管内の救急自動車の購入等、老朽化等出てくれば計画もあるというふうにお伺いをしております。確認のためなんですけれども、れば計画もあるというふうにお伺いをしております。確認のためなんですけれども、れば計画もあるというふうにお伺いをしております。確認のためなんですけれども、れば計画もあるというふうにお伺いをしております。確認のためなんですけれども、れば計画もあるというふうにお伺いをしております。確認のためなんですけれども、れば計画もあるというふうにお信が思くない。一回目でも話をさせていただきましたけれども、救急自動車なので、特殊ました。一回目でも話をさせていただきます。

## 〇江田 肇議長 水村次長。

(水村光夫次長登壇)

況について、一点目について御答弁申し上げます。 ○水村光夫次長 ただいま桐野議員さんのほうから御質問のありました県内の入札状

入札をとっております。

「中、所沢市、熊谷市、越谷市及び埼玉県南西部消防本部につきましては指名競争及び春日部市消防本部につきましては一般競争入札で実施しております。また、川及び春日部市消防本部につきましては一般競争入札で実施しております。また、川現在、埼玉県内の主要な消防本部の入札方法につきましては、さいたま市消防局

しております。
部市及び埼玉県南西部消防本部につきましては、車両と資機材を分けて入札を実施部市及び埼玉県南西部消防本部につきましては、車両と資機材を分けて入札を実施消防局では一括で入札を実施しております。また、川口市、所沢市、越谷市、春日また、救急車両と高度救命処置用資機材の購入方法でございますが、さいたま市

しているとのことでございます。車を指名しておりまして、越谷市消防本部につきましてはトヨタ自動車だけを指名市、熊谷市及び埼玉県南西部消防本部につきましてはトヨタ自動車並びに日産自動救急車購入時の指名業者の選考方法につきましてでございますが、川口市、所沢

以上でございます。

〇江田 肇議長 総務課長。

## (岸田 隆総務課長登壇)

○岸田 隆総務課長 では、私のほうから、二点目の入札制度についての考え方につ

につきまして検討してまいりたいと思います。今後も、効果的な入札制度札参加対象業者の範囲を拡大することとしております。今後も、効果的な入札制度と考えられる場合や、実質的な対象業者が少ないと考える場合につきましては、入つきましては原則として管内業者に発注することとし、管内業者で対応可能なものにまた、管内経済の活性化及び業者育成の観点から、管内業者で対応可能なものに

以上でございます。

○江田 肇議長 他に御質疑ございませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結い

の採決を行います。 討論はありませんか。 ―討論はありませんので、これより本件

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

平成二十四年川越地区消防組合議会第二回臨時会会議録

# 「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに

○江田 肇議長 日程第七、議案第九号、高度救命処置用資機材の取得についてを議△日程第 七 議案第 九号 高度救命処置用資機材の取得について

#### 議案第九号

題といたします。

高度救命処置用資機材の取得について

の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会次のとおり高度救命処置用資機材を取得するため、川越地区消防組合において制

議会の議決を求める。

平成二十四年六月二十六日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善

明

# △提案理由の説明(消防局長)

○江田 肇議長 提案理由の説明を願います。

(大河内弥一消防局長登壇)

材の取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。○大河内弥一消防局長─ただいま上程となりました議案第九号、高度救命処置用資機

更新にあわせまして、これらの高規格救急自動車に積載する資機材の更新をお願い南古谷分署、大東分署、名細分署に配備されております高規格救急自動車三台の

資機材の概要につきましては議案参考資料を御参照いただきたいと思います。主

しようとするものでございます。

更新車両三台分のものでございます。頭鏡など、高度救命処置に用いる資機材でございます。また、数量につきましてはな資機材といたしましては、自動体外式除細動器、心電計、人工呼吸器、ビデオ喉

きましては、議案参考資料に記載のとおりでございます。 三千百十二万二千円で契約しようとするものでございます。入札の結果の詳細につ札を執行した結果、落札業者の埼玉トヨタ自動車株式会社川越店と消費税等を含め 取得の方法でございますが、平成二十四年五月二十一日、八社による指名競争入

上げます。 以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し

以上でございます。

○江田 肇議長 提案理由の説明は終わりました。

### △質疑・討論・採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ございませんか

柿田有一議員。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 議案第九号 高度救命処置用資機材の購入について、一点確認のた

いただければと思います。
一今回の資機材の関係ですけれども、入札の結果として車両を落札された方と同じ、先ほどの議案の中でもいろいろな購入の仕方があるようですけれども、この今落札者が結果として落札をされております。救急車と資機材の購入の仕方について

## ○江田 肇議長 警防課長。

(柳川佳男警防課長登壇)

○柳川佳男警防課長 それでは、ただいま柿田議員さんからの御質疑に対しまして御

答弁申し上げます。

今回購入予定の高度救命処置用資機材を救急車と別に購入する理由についてでございますが、高度救命処置用資機材購入につきましては、以前は車両と一括で購入がいますが、高度救命処置用資機材購入につきましては、以前は車両と一括で購入がらの一括購入は薬事法に抵触するため、別々に実施するようになったものでございますが、高度救命処置用資機材購入につきましては、以前は車両と一括で購入がらの一括購入は薬事法に抵触するため、別々に実施するようになったものでございますが、高度救命処置用資機材を救急車と別に購入する理由についてでごら回購入予定の高度救命処置用資機材を救急車と別に購入する理由についてでごら回購入予定の高度救命処置用資機材を救急車と別に購入する理由についてでごら回購入予定の高度救命処置用資機材を救急車と別に購入する理由についてでご

がなされている業者でございます。 なお、埼玉トヨタ自動車株式会社川越店につきましては、医療用販売業の届け出

以上でございます。

〇江田 肇議長 柿田有一議員。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 御答弁をいただきました。平成十六年の通知で、薬事法の届け出が

八九等々のあり方については、いろいろなことができる部分があろうかなと思います。

大川越店については医療用具販売業の届け出がなされているということで、有利にとが、これは企業努力によるものと思いますけれども、埼玉トヨタ自動車株式会で両方、これは企業努力によるものと思いますけれども、埼玉トヨタ自動車株式会で両方、これは企業努力によるものと思いますけれども、埼玉トヨタ自動車株式会で両方、これは企業努力によるものと思いますが、場下ヨタ自動車株式会で両方、これは企業努力によるものと思います。

うのはトヨタさん以外にあるのかどうか、この点だけ確認をさせていただきたいとしているメーカーさんのうち、この薬事法の届け出をされているメーカーさんとい確認のため、最後にお伺いをしておきますが、自動車車両についての車両を製造

〇江田 肇議長 消防局長。

(大河内弥一消防局長登壇

○大河内弥一消防局長 御答弁をさせていただきます。

現在、国産で高規格救急自動車を製造している会社につきましては、トヨタ自動

動車の製造を行っております。この中で、薬事法に基づく届け出がされているのは 車製、また日産自動車製、もう一社、札幌ボデー工業と、この三社が高規格救急自

トヨタ自動車のみでございます。

以上でございます。

○江田 肇議長 他に御質疑ございませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結い

たします。

討論に入ります。討論はありませんか。一討論はありませんので、これより本件

の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに

決定いたしました。

△ 閉

○江田 肇議長 以上をもって川越地区消防組合議会第二回臨時会の議事全部を終わ

りました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後一時四十一分 閉会

△会議の結果

日程第

会期決定について

日程第 二 議案提出書の公表について 本日一日間と決定した。

地方自治法第百二十一条の規定による出席者の報告に 議案提出書を公表した。

日程第

三

ついて

会議録署名議員指名について 出席者の一覧表を配布した。

日程第 議長指名のとおり決定した。

兀

五. 議案第 七号 消防ポンプ自動車の取得について

日程第

原案可決

日程第 高規格救急自動車の取得について

六 議案第 八号

原案可決

七 議案第 九号 高度救命処置用資機材の取得について

日程第

原案可決

平成二十四年川越地区消防組合議会第二回臨時会会議録